

7. その他

(1) 議案・報告（議決を要するもの）

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
議 案 第 2 8 号	訴えの提起について	令和5年3月に市有地内（所在地 堺市堺区大浜北町4丁1-1）に車両が無断で放置されていることが判明したため、当該車両に撤去を促す警告書を貼付したが、撤去されることはなかった。当該車両については、警察署への照会により盗難にあったものではないこと及び軽自動車検査協会への照会により被告が所有者であることの確認ができた。そこで、被告に対し当該車両の撤去を求める書面を複数回送付したが、何ら応答はなく、当該車両が撤去されることはなかった。令和5年7月、車両は工事の進捗に影響する状況になり、市有地内の場所（所在地 堺市堺区大浜北町3丁1番）に移動させている。上記市有地は、大浜北町市有地活用事業で工事を進めている土地であり、車両は事業の支障となっている。そこで、速やかに撤去を完了させるべく、被告に対し、車両の撤去及び土地の明渡しを求める訴えを提起するもの	建 設	3 月 2 7 日 同 会 一 致
議 案 第 2 9 号	指定管理者の指定について	堺市立美原総合スポーツセンターの設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、みはら未来創造パートナーズを指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間指定しようとするもの	産 業 環 境	3 月 2 7 日 可 会 一 決 致
議 案 第 3 0 号	指定管理者の指定について	堺市立美原体育館等の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、特定非営利活動法人美原体育協会を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間指定しようとするもの	産 業 環 境	3 月 2 7 日 可 会 一 決 致
議 案 第 3 1 号	指定管理者の指定について	堺市立農業公園「加工体験施設」の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、株式会社堺ファームを指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間指定しようとするもの	産 業 環 境	3 月 2 7 日 可 会 一 決 致

議案番号	件名	内 容（主なもの）	付託委員会	議決月日 結 果 採 決 状 況
議案 第 3 2 号	指定管理者の指定について	堺市立農業公園「交流施設」の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、堺市農業協同組合を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間指定しようとするもの	産 業 環 境	3 月 2 7 日 可 会 一 決 全 致
議案 第 3 3 号	指定管理者の指定について	堺市鳳公園の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、NP0 法人クリーン鳳を指定管理者として、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間指定しようとするもの	建 設	3 月 2 7 日 可 会 一 決 全 致
議案 第 3 4 号	指定管理者の指定について	堺市大仙公園日本庭園の設置目的をより効果的・効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、大仙公園日本庭園管理グループを指定管理者として、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間指定しようとするもの	建 設	3 月 2 7 日 可 会 一 決 全 致
議案 第 3 5 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について	堺市が大阪府に委託している児童自立支援施設に関する事務について、その委託期間の条項を削除する協議を行うもの	健 福 祉 社	3 月 2 7 日 可 会 一 決 賛 成 多 数
議案 第 3 6 号	包括外部監査契約の締結について	行財政運営に関し、優れた識見を有する外部の者の監査を受け、また監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約で、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、締結するもの 相手方：弁護士 田上智子氏 契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	総 財 務 政	3 月 2 7 日 同 会 一 意 全 致
議案 第 3 7 号	PFIによる（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業に	（仮称）堺市立第1学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する事業契約の変更を行うもの。 変更契約の相手方は、株式会社堺スクールラン	文 教	3 月 2 7 日 同 会 一 意 全 致

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
	係る事業契約の変更について	チパートナーズで、変更内容は物価変動による施設整備に係る増額を行うもの 契 約 金 額 は 343,129,855 円 増 額 し て、 20,905,275,538 円 とし、令和6年1月26日に仮契約を締結したもの		
議 案 第 3 8 号	P F I による（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更について	（仮称）堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する事業契約の変更を行うもの 変更契約の相手方は、株式会社堺第2学校給食サービスで、変更内容は物価変動による施設整備に係る増額を行うもの 契 約 金 額 は 161,128,966 円 増 額 し て 9,797,020,110 円 とし、令和6年1月26日に仮契約を締結したもの	文 教	3 月 2 7 日 同 会 一 意 致
議 案 第 3 9 号	市道路線の認定及び廃止について	認定：9 路線 延長：431 メートル 廃止：1 路線 延長：150 メートル	建 設	3 月 2 7 日 可 会 一 決 致
議 案 第 4 0 号	大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について	阪神高速道路株式会社が国土交通大臣から道路整備特別措置法による事業許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」のうち、「料金の額及びその徴収期間」を改めることについて同社より申請があり、当該高速道路の道路管理者として同意するもの	建 設	3 月 2 7 日 可 賛 成 多 数 決
議 案 第 5 2 号	地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期計画の認可について	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構第4期中期計画を認可するもの	健 康 福 祉	3 月 2 7 日 可 会 一 決 致
議 案 第 5 5 号	和解について	本市は、新型コロナウイルスワクチン接種事業コールセンター及び事務処理センター運営等業務を令和3年2月9日から令和5年8月31日まで相手方に委託していたが、履行状況を過去に遡って確認したところ、従事者の体調不良等の理由で、当該業務の仕様書に定める必要席数を満たしていない日があることが判明した。 これに対し、本市は、相手方と従事者の必要席	健 康 福 祉	3 月 2 7 日 同 会 一 意 致

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
		数を満たしていなかった部分の委託料の返還を求めて相手方と交渉を行った結果、今般、相手方との話し合いがまとまったため、当該和解案のとおり和解するもの		
議 案 第 5 6 号	損害賠償の額の決定について	令和5年10月10日（火）午後5時頃、堺市西区鳳東町4丁390-1付近の交差点において、本市車両の助手席に乗車中の家庭支援課職員が、信号待ちの間に降車しようとして、後方確認が不十分なまま助手席ドアを開けたところ、左後方から走行してきた相手方 原動機付自転車と接触し、相手方運転者を負傷させ、相手方原動機付自転車を損傷させたもの 損害賠償額 1,120,945 円	省 略	3 月 2 7 日 同 会 一 致
議 案 第 8 1 号	損害賠償の額の決定について	令和5年11月23日（木）午前6時40分ごろ、堺市東区西野方面で発生した火災現場に向かうため、南消防署第1警防課職員の運転するはしご水槽付消防ポンプ自動車が国道310号を走行中、大阪狭山市池之原3丁目564番地地先（三津屋新橋付近）において、三津屋新橋の欄干及びフェンスに衝突し、損傷させたもの 損害賠償額 1,760,000 円	市 民 権 人	6 月 1 4 日 同 会 一 致
議 案 第 8 2 号	市道路線の認定について	認定：11 路線 延長：856.10 メートル	建 設	6 月 1 4 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 8 6 号	和解について	本市が、平成24年5月から平成25年7月までに実施した消防救急デジタル無線設備の物品購入に関する3件の入札について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）により禁止されている不当な取引制限によって生じた損害の適正な賠償を受けるため、契約相手方である富士通株式会社並びに公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社及び株式会社日立国際電気（排除措置命令のみ）の計6者に対して、民法（明治29年法律第89号）第719条（共同不法行為者の責任）に基づく損	市 民 権 人	6 月 1 4 日 同 会 一 致

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
		害賠償請求として、契約額 1,717,290,000 円の 20 パーセントに相当する金 343,458,000 円及びこれに対する遅延損害金を、令和 2 年 1 月 20 日までに支払うよう請求したが、上記 6 者はこれに応じなかった。そのため、本市は、富士通株式会社に対し、損害賠償金及びこれに対する政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率で計算した額の利息を加算した額の遅延損害金の支払を求める訴えを、富士通株式会社以外の 5 者に対し、損害賠償金及びこれに対する年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。その後、大阪地方裁判所で審理が続いていたが、令和 6 年 3 月 29 日、同裁判所から和解案の提示があった。当初和解案は、富士通株式会社を除く被告らとの関係において株式会社富士通ゼネラルが本市に対して 76,000,000 円を支払うことを骨子とするものであったが、富士通株式会社との関係においても、併せて訴訟上の和解が成立することとなれば、紛争を全当事者との間で早期に一体的に解決することができるとして、令和 6 年 4 月 30 日、同裁判所から和解案が再度提示された。再度提示された和解案では、判決による解決を選択することとなれば、判決確定に至るまでには今後数年程度の訴訟継続は不可避と想定されること、本件が特に複雑困難な事件であり当事者双方に相当額の弁護士費用を始めとする訴訟対応費用が発生すること、本市の主張にも富士通株式会社の主張にも相応の根拠があると考えられ、最終的に本市の富士通株式会社に対する請求が認容される可能性も棄却される可能性もあるところ、現時点において訴訟結果の不確実性を除去する必要性が高いことなど諸般の事情を考慮し、株式会社富士通ゼネラルが従前の提案額に更なる調整金を加えた 84,400,000 円を支払うこととする提案であった。この内容を検討した結果、これを受け入れ、当事者間の紛争を早期に解決することは妥当であると認められるの		

議案番号	件名	内 容（主なもの）	付託 委員会	議決月日 結 果 採 決 状 況
		で、当該和解案のとおり和解するもの		
報告 第 4 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	令和6年度税制改正による地方税法等の改正に伴う所要の改正を専決処分したもの 令和6年度の個人の市民税について、前年の合計所得金額が1,805万円以下である納税義務者の所得割の額から特別税額控除額を控除する措置等、いわゆる定額減税を講ずるとともに、令和6年度の土地の価格の評価替えに伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度分の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担について、調整措置を継続して講じ、並びに令和7年度分及び8年度分において、土地の価格の下落修正を行う措置を講ずるもの（令和6年4月1日施行） 専決処分日 令和6年3月30日	総務 財政	6月14日 承 全 会 一 致 認 致
議員提出 議 案 第 2 5 号	堺市議会会議規則の一部を改正する規則	選挙規定の準用に係る字句を改めるため、規定の整備を行うもの（公布の日〈令和6年8月21日〉から施行）	省 略	8月20日 可 全 会 一 致 決 致
議 案 第 1 0 3 号	指定管理者の指定について	堺市立梅文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、梅文化会館共同事業体を指定管理者として、令和4年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	産 業 環 境	9月27日 可 全 会 一 致 決 致
議 案 第 1 0 4 号	指定管理者の指定について	堺市立西文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社を指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	産 業 環 境	9月27日 可 全 会 一 致 決 致
議 案 第 1 0 5 号	指定管理者の指定について	堺市立東文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、堺市立東文化会館コミュニケーショングループを指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しよ	産 業 環 境	9月27日 可 全 会 一 致 決 致

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
		うとするもの		
議 案 第 1 0 6 号	指定管理者の指定について	堺市立美原文化会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、アクティオ株式会社を指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	産 業 環 境	9 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 0 7 号	指定管理者の指定について	堺市立歴史文化にぎわいプラザの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、SAKAI 環プロジェクトを指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	産 業 環 境	9 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 0 8 号	町の区域の変更及び新設について	住居表示に関する法律に基づく街区方式による住居表示の実施に伴い、町の区域を合理的なものに整備する必要があるため、町の区域を変更し、及び新設するもの	市 民 人 権	9 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 0 9 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するもの	建 設	9 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 1 0 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、同日以降、現行の後期高齢者医療被保険者証の発行は行われなくなる。これに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約中、被保険者証等の規定を改正するとともに、現在、廃止されている外国人登録原票の規定を削除する改正を行うもの	健 康 福 祉	9 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致

議案番号	件名	内 容（主なもの）	付託 委員会	議決月日 結 果 採 決 状 況
議 案 第 1 1 1 号	市道路線の認定 について	認定：10路線 延長：368.28メートル	建 設	9 月 2 7 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 2 7 号	指定管理者の指 定について	堺市家原大池体育館及び堺市みなと堺グリーン ひろばの設置目的をより効果的、効率的に達成し、 市民サービスの向上を図るという観点から、公募 の上、選定要件に沿って審査を行った結果、シン コースポーツ・NTT ファシリティーズグループを指 定管理者として、令和7年4月1日から令和12 年3月31日までの期間、指定しようとするもの	産 業 環 境	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 2 8 号	指定管理者の指 定について	堺市立鴨谷体育館及び堺市荒山テニスコートの 設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サ ービスの向上を図るという観点から、公募の上、 選定要件に沿って審査を行った結果、さかい健幸 スポーツコミュニティを指定管理者として、令和 7年4月1日から令和12年3月31日までの期 間、指定しようとするもの	産 業 環 境	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 2 9 号	指定管理者の指 定について	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセン ターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、 市民サービスの向上を図るという観点から、公募 の上、選定要件に沿って審査を行った結果、J- GREEN堺ドリムパートナーズを指定管理者と して、令和7年4月1日から令和12年3月31 日までの期間、指定しようとするもの	産 業 環 境	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 3 0 号	指定管理者の指 定について	堺市立みはら歴史博物館の管理運営について、 設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サ ービスの向上を図るという観点から、公募の上、 選定要件に沿って審査を行った結果、アクティオ 株式会社を指定管理者として、令和7年4月1日 から令和12年3月31日までの期間、指定しよ うとするもの	産 業 環 境	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 3 1 号	指定管理者の指 定について	堺市立堺老人福祉センター及び堺市立西老人福 祉センターの設置目的をより効果的、効率的に達 成し、市民サービスの向上を図るという観点から、 公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、 株式会社ビケンテクノを指定管理者として、令和 7年4月1日から令和12年3月31日までの期 間、指定しようとするもの	健 福 康 社	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
議 案 第 1 3 2 号	指定管理者の指定について	堺市立東老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、堺市立美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団を指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	健 康 福 祉	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 3 3 号	指定管理者の指定について	堺市立南老人福祉センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、社会福祉法人南の風を指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	健 康 福 祉	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 3 4 号	指定管理者の指定について	堺市立共同浴場の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、株式会社ハウスビルシステムを指定管理者として、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間、指定しようとするもの	健 康 福 祉	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 3 5 号	指定管理者の指定について	協和町中団地駐車場、協和町西団地 駐車場、協和町東団地駐車場、塩穴団地駐車場及び大仙西町団地駐車場の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、一般財団法人堺市人権協会を指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	建 設	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致
議 案 第 1 3 6 号	指定管理者の指定について	堺市市民交流広場の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、堺まちづくり株式会社を指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	建 設	1 2 月 1 9 日 可 決 全 会 一 致

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
議 案 第 1 3 7 号	指定管理者の指定について	堺市教育文化センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図るという観点から、公募の上、選定要件に沿って審査を行った結果、ソフィア・堺 未来 創造グループを指定管理者として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間、指定しようとするもの	文 教	1 2 月 1 9 日 可 会 一 決 全 会 致
議 案 第 1 3 8 号	PFI による大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更に ついて	大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営に関する事業契約の変更を行うもの。 変更契約の相手方は、つながリーナ大浜PFI株式会社で、変更内容は(1)物価変動による維持管理及び運営に係る増額 (2)その他条文の整備を行うもの 契 約 金 額 は 52,805,448 円 増 額 して、9,028,883,059 円とし、令和6年11月15日に仮契約を締結したもの	産 業 環 境	1 2 月 1 9 日 同 会 一 意 全 会 致
議 案 第 1 3 9 号	PFI による(仮称)堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の変更に ついて	(仮称) 堺市立第2学校給食センター整備運営事業に係る施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する事業契約の変更を行うもの。 変更契約の相手方は、株式会社堺第2学校給食サービスで、変更内容は(1)施設引渡予定日の変更及び維持管理・運営期間の短縮(2)維持管理・運営期間の短縮に伴う維持管理及び運営に係る減額 (3)その他条文の整備を行うもの。 契 約 金 額 は 58,547,012 円 減 額 して、9,738,473,098 円とし、令和6年10月25日に仮契約を締結したもの	文 教	1 2 月 1 9 日 同 会 一 意 全 会 致
議 案 第 1 4 0 号	当せん金付証券の発売について	当せん金付証券法第4条第1項の規定により、令和7年度における当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売総額を70億円以内とすることについて、議会の議決を求めるもの	総 務 財 政	1 2 月 1 9 日 可 会 一 決 全 会 致
議 案 第 1 4 1 号	市道路線の認定及び廃止について	認定：6路線 延長：498.50メートル 廃止：1路線	建 設	1 2 月 1 9 日 可 会 一 決 全 会 致

議 案 番 号	件 名	内 容（主 な も の）	付 託 委 員 会	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況
議 案 第 1 5 0 号	あっせんの申立てについて	相手方が雇用する人材派遣労働者が担当していた業務の事務処理誤りにより、職員の給与等から差し引いた源泉所得税の納付遅延が生じ、本市に堺税務署から不納付加算税等の納付が課された本事案について、本市と相手方との責任割合を確認するため、あっせんを申し立てるもの 申立先 公益社団法人民間総合調停センター 当事者 株式会社スタッフサービス	総 務 財 政	1 2 月 1 9 日 同 会 一 意 全 会 一 致
報 告 第 1 9 号	令和6年度堺市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について	衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に当たり、解散から投票までの期間が短く、遅滞なく選挙事務を実施するためには早急な予算措置が必要であったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもの 専決処分日 令和6年10月4日	総 務 財 政	1 2 月 1 9 日 承 全 一 認 全 会 一 致